

### 第38回さいたま地方裁判所委員会議事概要

#### 第1 日時

令和4年5月26日（木）午後3時から午後4時30分まで

#### 第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

#### 第3 出席者

（委員） 小川美季、亀崎美苗、黒金英明、齋藤清文、佐々木一夫、高木太郎  
（委員長代理）、細野隆司、松苗弘幸、森田茂夫、山浦正敬、吉村  
真幸（委員長）（五十音順、敬称略）

（事務担当者）さいたま地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局  
長、同事務局次長、さいたま地裁総務課長、同総務課課長補佐、同  
総務課庶務係長

（説明担当者）佐々木委員（さいたま地裁刑事部所長代行者）、多田俊夫さい  
たま地裁経理課長

#### 第4 議題

「裁判手続における外国人に対する配慮について」

#### 第5 議事

##### 1 開会

##### 2 委員交代の紹介（吉村委員、佐々木委員、細野委員）

##### 3 委員長の選任、委員長代理の指名

- (1) 委員の互選により委員長として吉村委員が選任された。
- (2) 高木委員が委員長代理に指名された。

##### 4 説明担当者による説明

- (1) 佐々木委員から、「刑事裁判手続における外国人に対する配慮」について説明がされた。
- (2) 多田経理課長から、「さいたま地裁における外国語のサインの整備状況」について説明がされた。

## 5 意見交換

(発言者：◎委員長、○委員、■説明担当者（委員）、◆事務担当者)

- 通訳人候補者の名簿は全国で共有されているとの説明があったが、通訳人候補者の募集及び審査は地裁単位で行っているのか。
- 通訳人候補者の募集は、地裁単位で行っている。また、審査についても地裁において必要な審査を行い、名簿に登録している。名簿については全国一体のものとして各裁判所からアクセスできるようになっている。
- 民事手続でも通訳人を選任することがあると思うが、刑事と民事とでは、別々の通訳人候補者名簿があるのか。
- ◆ 共通の名簿を使用している。
- 通訳人候補者の研修は、民事と刑事とで別々に実施されるのか。
- ◆ 研修についても共通である。
- 刑事手続における構外ビデオリンクを用いた遠隔通訳に関する説明があったが、民事手続においても同様の形で遠隔通訳を行うことができるのか。
- 刑事手続においては、刑事訴訟法に構外ビデオリンク方式による証人尋問の手続が定められており、通訳人にもこの方式を利用しているものであるが、民事手続においては、民事訴訟法にそのような規定がないので、利用することはできない。
- 民事裁判では、昨今の民事訴訟法の改正等で、ウェブ会議を利用した証人尋問という話が出てきているので、それを通訳でも利用できれば、通訳人の費用が抑えられたり、手続がスムーズに進むと思う。
- 刑事裁判において、被告人から通訳人についての不満が出た場合には、裁判所は、どのように対応するのか。
- 被告人から通訳人について不満が出たり、逆に、通訳人から被告人に対する苦情が漏らされたり、通訳をすることにためらいを述べたりすることはある。いずれの場合も、その通訳人のままで事件を進行させるかどうかは、担当裁判官が個別の事件ごとに判断することになる。

- 調停事件において、当事者である外国人が日本語の話せる家族や友人、知人を連れてきた場合、その人を調停の場に同席させることはできるのか。
- ◎ 外国人の方が日本語の分かる友人、知人を調停の場に連れてきて、同席を求めることはあり、相手方の同意が得られれば同席させることもある。
- 刑事裁判において、被告人が通訳人を付ける必要がないと言っている場合に、裁判所の判断において通訳人を付けることはあるか。

■ 刑事手続は刑罰を受けるかどうかを決める非常に重要な手続であり、専門的な用語も用いられるため、後になり、被告人において、法廷での話の意味が分からず、手続上、大きな瑕疵があったことにならないよう、通訳人を付けるのが実情である。

自分の経験でも、外国人の被告人から、日本語を理解できるので通訳はいらないとの回答があったものの、念のため通訳人を付けた事案があった。その際は、大事な手続だから念のためにあなたの母国語にも直訳させてもらいますと本人に伝えた。

- 被告人や弁護人の申出により、裁判所の通訳人候補者名簿に載っていない者を通訳人に選任することはできるのか。

■ 通訳人は、原則として、通訳人候補者名簿の中から選任しており、そのような取扱いはしていない。

ただ、全国でも通訳人候補者が一人、二人しかいないような少数言語において、名簿に登載されている候補者の都合がつかない場合には、例外として、名簿に載っていない方を通訳人として選任するということはあり得る。

◆ 前任庁での経験だが、通訳人の方から週明けから始まる裁判に出られないという電話を前週の金曜日にもらった際には、名簿に載っている候補者が県内にいなかったため、警察や検察庁に対して通訳人候補者がいないかを調べてもらったことがある。

- 被告人としては、自分の言いたいことや自分の立場、事情を十分理解している人に通訳してもらいたいと思っていると思う。弁護人において外国語が

堪能な場合、通訳人を付けず、弁護人が通訳することは許されないか。

■ 法廷通訳人は立場上中立である必要があるところ、弁護人は被告人の立場に立つ者であり、弁護人に法廷通訳をさせることは、訴訟の構造上予定されていない。

◎ 通訳人は、被告人や弁護人だけでなく、検察官の質問も通訳しなければならないので、そういう意味でも、弁護人が通訳人を兼ねることは難しい。

○ 被告人と検察官において、それぞれ通訳人を付けることも考えられるのではないか。被告人の立場に立って考えると、自分の主張をきちんと伝えてくれる弁護人に通訳してほしいと考えるのではないかと思う。

○ 刑事裁判は、刑事手続という意味で警察や検察庁での手続と共通しており、専門用語も重なっていると思うので、裁判所、検察庁、警察において通訳人候補者名簿を共有しても良いと思うが、いわゆる縦割りの問題があって、そのようなことは難しいのか。

■ 縦割りといったものではなく、裁判所として、法廷通訳人としての適性を見極めて候補者を確保しているということだと思う。例えば、検察庁で通訳人候補者として予定している方が裁判所の候補者名簿にも登録されているということも当然あり得る。

なお、法廷通訳人には公正、中立が求められるので、運用上、捜査段階で通訳を行った者を法廷通訳人に付けることは原則避けるようにしている。

○ 研修については警察、検察、裁判所で共通で行ってもいいのではないかと思う。

○ 今回の説明を聞いて、難しい法律用語、言葉を通訳するのは大変だろうと感じた。外国人の方々には、制度の壁というのがあると思う。例えば、今回説明があった手続が行われる前に、母国の制度とはこういった違いがあるといったような、ガイダンスはしているのか。私がもし外国で裁判手続の説明を通訳されても、そもそも自分の国とどう違うのか、何に気を付けたらいいか、その辺が不安になると思う。

- 裁判官が外国人に接する最初の手続としては勾留質問がある。この手続においては、領事官通報を希望するかどうかなどを必ず確認している。また、日本人でも同じであるが、勾留された場合にそのことを身内の方に連絡するかどうかを尋ねている。ただ、日本国内に適切な連絡先がない場合、例えばアメリカにいる家族に連絡したいと言われてもできないので、限界はある。

手続の内容については、外国人に限らないことであるが、不安そうにしている方や若年の方に対しては、裁判官から、今後の手続の流れを説明するといったことは行われていると思われる。

#### 第6 次回のテーマについて

- 1 齋藤委員から、「調停制度」を次回のテーマとすることの提案があった。
- 2 次回のテーマは、各委員から8月末頃までテーマを募集した上で決定することとなった。

#### 第7 次回期日

未定（令和4年11月頃）